E_{28} ＝ 0.0410
E_{29} ＝ 0.0413
E_{30} ＝ 0.04140
$E_{令元}$＝ 0.04090
$E_{令2}$＝ 0.04113
$E_{令3}$＝ 0.04146
$E_{令4}$＝ 0.00565
$E_{令5}$＝ 0.00766
$E_{令6}$＝ 0.01154

F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$G_{令元}$＝ 0.02556
$G_{令2}$＝ 0.02571
$G_{令3}$＝ 0.02591
$G_{令4}$＝ 0.00353
$G_{令5}$＝ 0.00479
$G_{令6}$＝ 0.00721

算式X

$$\frac{B \times \alpha}{750\text{円} \times A}$$

算式Xの符号

A　測定単位の数値

B　$\sum_{n=8}^{令6} (C_n \times D_n)$

C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

D_8 ＝ 0.012
D_9 ＝ 0.023
D_{10} ＝ 0.025
D_{11} ＝ 0.024
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.015

E_{28} ＝ 0.0411
E_{29} ＝ 0.0414
E_{30} ＝ 0.04146
$E_{令元}$＝ 0.04094
$E_{令2}$＝ 0.04119
$E_{令3}$＝ 0.00251
$E_{令4}$＝ 0.00565
$E_{令5}$＝ 0.00766

F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$G_{令元}$＝ 0.02559
$G_{令2}$＝ 0.02575
$G_{令3}$＝ 0.00157
$G_{令4}$＝ 0.00353
$G_{令5}$＝ 0.00479

算式X

$$\frac{B \times \alpha}{553\text{円} \times A}$$

算式Xの符号

A　測定単位の数値

B　$\sum_{n=8}^{令5} (C_n \times D_n)$

C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

D_8 ＝ 0.012
D_9 ＝ 0.023
D_{10} ＝ 0.025
D_{11} ＝ 0.024
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.015